



国 監 告 第 11 号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成30年度第2回定期監査
における要望事項の措置について、別紙のとおり公表する。

平成31年1月25日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 藤 江 竜 三

(写)
国政経収第 190 号
平成 31 年 1 月 22 日

国立市監査委員 伯 道 夫 様
国立市監査委員 藤 江 竜 三 様

国立市長 永 見 理 夫

定期監査における要望事項の措置について（通知）

平成 30 年 11 月 20 日付国監発第 32 号により通知のありました件について、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

記

1. 措置内容
別紙のとおり
2. 要望事項を受けた部局及び担当部長
部 局：政策経営部
担当部局長：政策経営部長 藤崎 秀明

以上

【要望事項】

(1)

①委託契約書の記載漏れについて

くにたち男女平等参画ステーション事業業務委託の契約書を確認したところ、契約金額欄の「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」の記載に漏れがあった。

本来ならば契約時に記載されるべき事項であることから、事務に遺漏がないよう記載事項の確認を徹底されたい。

措置前の状況

くにたち男女平等参画ステーション事業業務委託としまして、契約金額 13,005,000 円で契約書を締結しております。しかし、当該契約書の金額欄の「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」欄を未記載のまま、契約書の取り交わしを行いました。

措置の内容

本件につきましては、定期監査でのご指摘後、総務課契約係に再度確認し、「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」の欄は記載する必要があることを確認いたしました。既に締結した契約書 2 部につきまして、「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」欄に「¥963,333」円を記載した上で、後から記載したことが分かるよう、契約書余白に八字追記した旨の記載と市長印、契約先の社印を押印し、本件に係る契約書の修正を行いました。

当該係において、他の委託事業の契約書では、消費税が内税であっても契約書の消費税欄に記載していることから、本件は係内での認識不足と確認不足であったと考えております。

今後につきましては、課内で情報共有を徹底し、契約書の書類作成時には、担当者、係長、文書取扱責任者、課長で確認し、正確な書類の作成及び再発防止に努めてまいります。

【要望事項】

(2)

①職員の出勤状況について

過去の定期監査において、業務開始ぎりぎりに出勤している職員の状況が見受けられたため要望事項としたところであるが、今回の監査においても、出勤打刻が業務開始ぎりぎりになっている状況が日常化している職員が数名見受けられた。

午前 8 時 30 分から業務を開始できる態勢を整えるためには、余裕を持った出勤を心がけ、課の責任者は、職員の業務励行状況を把握し各業務や市民サービスに支障がでないよう留意されたい。

措置前の状況

出勤打刻が業務開始ぎりぎりになっている状況が日常化している職員が数名いた。

措置の内容

職員の出勤状況を全員で確認し、始業時間前には業務開始の態勢を整える。また、窓口を持つ職場であるため、あらかじめ来庁者を受け入れる準備が整っていることを前提とした出勤を励行した。

【要望事項】

(2)

①職員の出勤状況について

過去の定期監査において、業務開始ぎりぎりに出勤している職員の状況が見受けられたため要望事項としたところであるが、今回の監査においても、出勤打刻が業務開始ぎりぎりになっている状況が日常化している職員が数名見受けられた。

午前8時30分から業務を開始できる態勢を整えるためには、余裕を持った出勤を心がけ、課の責任者は、職員の業務励行状況を把握し各業務や市民サービスに支障がでないよう留意されたい。

措置前の状況

一部の職員において、出勤打刻が業務開始時間の午前8時30分に近い時刻に打刻されている状況がありました。

措置の内容

要望事項となった出勤状況につきましては、収納課職員間で共有し、開庁時間である午前8時30分から業務を開始し適切に各業務や市民サービスが提供できるよう務めてまいります。

【要望事項】

(3)

①勤務実績簿の確認印漏れについて

嘱託員の勤務実績簿を確認したところ、一部において担当主査の確認印の漏れがあった。

勤務実績簿は報酬支払の根拠となるものであることから、やむを得ず担当主査が確認できない場合はその理由を記載するなど、事務に遺漏がないよう務められたい。

措置前の状況

諸税担当嘱託員の勤務実績簿に担当主査の確認印の漏れがあった。

措置の内容

決裁時の確認及び起案者においても印漏れがないか確認するよう課職員に周知した。

別紙

政策経営部課税課

【要望事項】

(3)

②契約決裁中の浄書者及び照合者について

固定資産税係の委託契約決裁を確認したところ、一部において浄書者と照合者が同一職員の押印となっているものが見受けられた。

照合の目的を考えれば、浄書者と照合者は別の職員とすべきであることから、適正な事務執行に努められたい。

措置前の状況

固定資産税係の委託契約決裁に、浄書者と照合者が同一職員の押印となっているものがあつた。

措置の内容

照合の目的を踏まえ、浄書者と照合者が同一職員とならないよう課職員に周知した。